

大学等奨学金事業の充実

2019年度予算案 1,272億円
 (前年度予算額 1,161億円)



<2019年度予算案>

事業概要

意欲と能力のある学生・生徒が、経済的理由により進学を断念することがないように、安心して学ぶことができる環境を整備することが重要。このため、
①給付型奨学金制度の着実な実施
②無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施
③新たな高等教育費の負担軽減方策の実施準備 など、大学等奨学金事業の充実を図るとともに、を進める。

①給付型奨学金制度の着実な実施 基金:140億円(35億円増)

2018年度から本格的に開始した制度を着実かつ安定的に実施

【制度概要】

◇対象：非課税世帯で、一定の学力・資質要件（※に示すガイドラインを基に各学校が定める基準）を満たす学生を高校等が推薦

※①各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者

②教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者

③社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲等があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者

◇給付額：(国公立・自宅) 月額2万円
 (国公立・自宅外/私立・自宅) 月額3万円
 (私立・自宅外) 月額4万円

※国立大学・国立高等専門学校等で授業料減免を受けた場合は減額
 ※児童養護施設退所者等には別途24万円の入学一時金

◇給付人員：41,400人〔うち新規 20,000人〕
 (2018年度：22,800人)

新たな高等教育費の負担軽減方策の実施に向けた準備

2020年度に予定する、新たな高等教育費の負担軽減方策に含まれる給付型奨学金の拡充に向けた準備を行うための体制を整備する。

②無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施 無利子奨学金事業費:3,715億円(131億円増)

区分	無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員	56万4千人 ※2017年度に拡充した新規貸与者4.4万人の枠を引き続き拡充 〔他被災学生等分1千人〕	76万5千人
事業費	3,715億円(131億円増) 〔他被災学生等分9億円〕	6,762億円(9億円減)
うち一般会計等	政府貸付金(一般会計) 1,029億円 財政融資資金 50億円	財政融資資金 6,694億円
貸与月額	学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 2、3、4、5、4万円	学生が選択 (大学等の場合) 2~12万円の1万円単位
貸与基準	学力 ・高校評定平均値 3.5以上(予約採用時)等 ・住民税非課税世帯の学生等 ・成績基準を実質的に撤廃	①平均以上の成績 ②特定の分野において特に優秀な能力を有する ③学修意欲がある
	家計 〔2019年度採用者〕	家計基準は家族構成等による(子供1人~3人世帯の場合) 一定年収(700~1,290万円)以下
返還期間	卒業後20年以内 <所得連動返還を選択した場合> ・卒業後の所得に応じて変動	卒業後20年以内 (元利均等返還)
返還利率	無利子	上限3%(在学中は無利子) (2018年11月貸与終了者)
		利率見直し 0.01% 利率固定 0.33%

③新たな高等教育費の負担軽減方策の実施準備 3億円(新規)

2020年度に予定する新たな高等教育費の負担軽減方策の円滑な実施に向けて、都道府県における事務処理体制の構築等の所要の準備に係る経費を措置

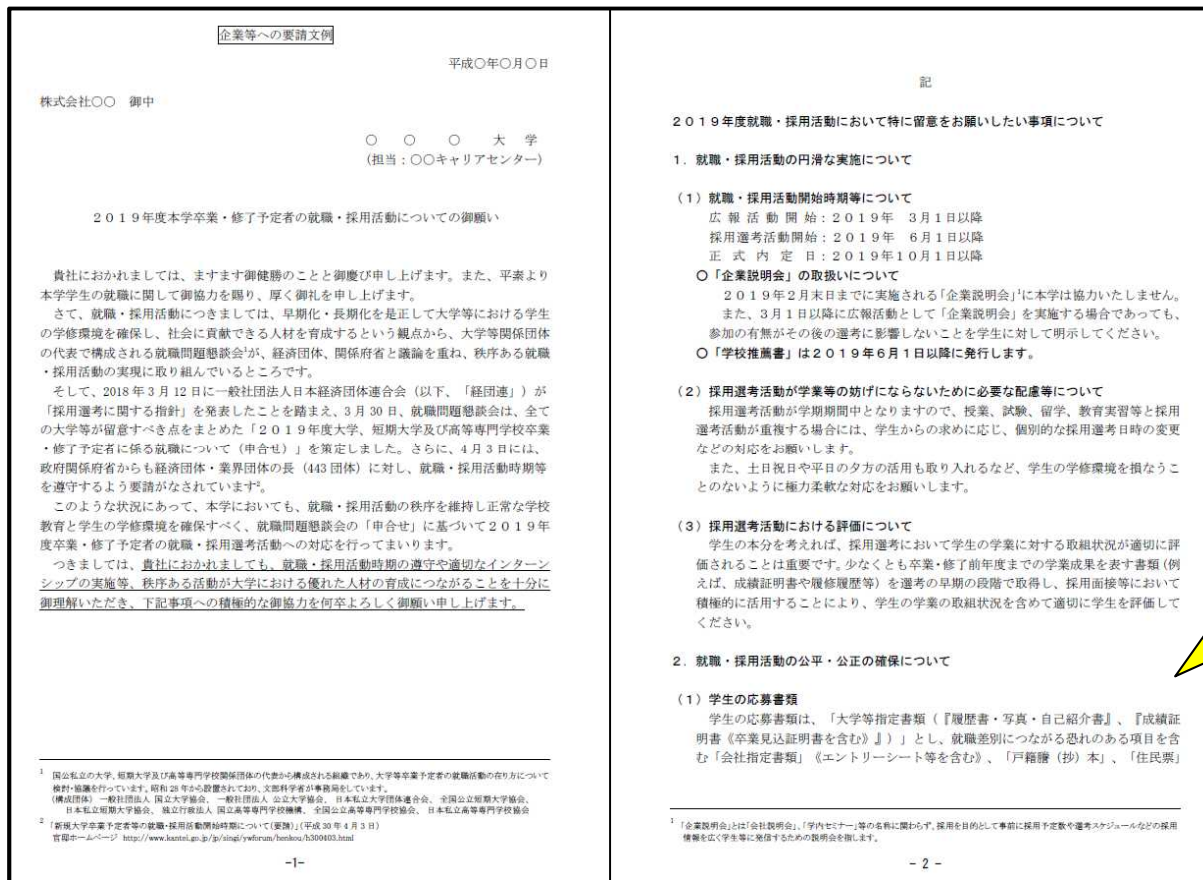
2019年度の就職・採用活動について

【日本経済団体連合会】「採用選考に関する指針」を改定。(2018.3.12.)

【就職問題懇談会】「2019年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について(申合せ)」を策定。(2018.3.30.)

【政府】「新規大学卒業予定者等の就職・採用活動開始時期について(要請)」を送付。(2018.4.3.)

※経済団体・業界団体の長(443団体)に対し、経団連のみならず、全ての企業側が足並みをそろえて就職・採用活動開始時期を遵守するよう要請。関係府省(内閣官房、文科省、厚労省、経産省)の4局長連名にて要請。



◆ 就職問題懇談会では、「申合せ」の趣旨や就職活動時期の遵守を企業等に対して要請する際に、各大学等において御活用いただけるよう企業への「要請文例」を作成し、全国の大学、短期大学、高等専門学校へ送付しています。
(2018.10.31.就職問題懇談会座長)

◆ 要請文例を御活用いただき、各大学からも個別の企業への積極的な要請を御願います。

※一部抜粋

文科省HPからダウンロードして御活用ください。 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/gakuseishien/1410526.htm

2020年度以降の就職・採用活動のあり方について

- 就職・採用活動については、大学側と企業側で話し合い、学生の学修環境確保の観点から、就職・採用活動の開始時期（いわゆる解禁日）などを定めてきた。
- しかし、経団連が2020年度卒業者からの就職・採用活動についての指針を策定しないことを表明したため、これに対する対応が必要となっている。

①現状

- 就職・採用活動に関するルールは、企業側（経団連）が大学側（就職問題懇談会）と話し合った上で、それぞれ「採用選考に関する指針」と「申合せ」を策定。相互に尊重している。
- これを受け、政府として、関係4府省（内閣官房、文科省、厚労省、経産省）連名で経済団体等へ通知し、ルールの遵守を要請している。
- 2020年3月卒までは3月広報活動開始、6月採用活動開始で行うことが既に表明されており、2017年3月卒以降4年連続で同様の内容となっている。

（参考1）指針は経団連会員企業が自主的に定めるルールであり罰則なし。日商など他の経済団体は採用日程などのルールを定めていない。

（参考2）就職問題懇談会：大学等卒業予定者の就職活動の在り方について検討・協議を行う、国公私立の大学、短期大学及び高等専門学校関係団体で構成される組織。（昭和28年発足）

最近の就職・採用活動スケジュール

	大学3年生		4年			
	12月	3月	4月	6月	8月	10月
2012～14年度卒	広報活動		採用選考活動			
15年度卒			採用選考活動			正式内定
16～19年度卒			採用選考活動			
20年度卒	(未定)					

方針確定

※ 短期大学、高等専門学校、修士課程の学生も含む。

②課題

- 経団連は10月9日、2021年3月卒業・修了者について、経団連として指針を策定しないこと、及び、新卒一括採用のあり方を含む今後の採用のあり方に関する議論を行いたい旨を表明。
- 経団連が指針を作成しなくなれば、企業側の就職開始時期の基準がなくなることになり、学生・企業双方において就活に混乱を期すことが懸念。学生は就活の早期化・長期化により学業に専念できなくなる恐れ。

③対応方針

検討すべき課題を以下の2つに分ける。

①短期的には、指針が策定されないことへの対応

②中長期的には、一括採用のあり方を含めた採用・雇用についての対応

就活日程

採用の在り方

関係省庁連絡会議を開催し、2021年3月卒業・修了予定者の就活ルールについてとりまとめ。
・現行日程を維持（3月広報活動開始、6月採用活動開始）

未来投資会議を活用し、通年採用やジョブ型採用など雇用や採用のあり方等について議論を行う。

就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議のとりまとめについて（平成30年10月29日）

○2020年度卒業・修了予定者の就職・採用活動については現行日程を維持する。

- ・広報活動開始 : 卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
- ・採用選考活動開始: 卒業・修了年度の6月1日以降

○政府としては、これまでと同様、今年度末を目途に経済団体・業界団体に対して要請を行う。

○こうした要請内容の周知状況について、経済団体等を通じたフォローアップを行うとともに、毎年度の就職・採用活動の状況について、学生・大学・企業向けのアンケート調査等を実施することにより実態把握に努める。

○2021年度(2022年3月)以降に卒業予定の学生の取り扱いは、来年度以降に改めて検討（これまでもルールは毎年度決定）。

なお、現時点においては、急なルールの変更は学生に混乱を生じさせるおそれがあること、企業の新卒一括採用を基本とした雇用慣行の見直しには一定の時間を要すること等を踏まえ、当面は現行の日程を変更する必要が生ずる可能性は高くないであろうとの認識を共有。

○学生が在学中にしっかりと学業に専念し、その成果が企業の採用活動において十分に活用されていくという環境を整えるため、大学側においては、単位取得要件や成績・卒業要件の厳格化などの教育の質の保証、学生が在学中に得た能力やスキルの見える化についてこれまで以上に取り組むことが重要、また、企業側においては、そうした大学側から得られる情報を採用活動における学生の評価の際に十分活用していくことや、企業側が求める人材像や入社後のキャリアパス等をこれまで以上に示していくことが重要との認識を共有。

学生支援の課題の例

下に示す観点は、各省庁が連携をしながら政府全体として取組を進めていることのうち、特に学生支援の観点から関係が深いものを示したもの。

学生関係部署のみならず、大学組織全体として取組を進めて頂きたい、引き続き、教職員の意識の向上をはじめとした適切なご対応を図られるようお願いいたします。

➤ 障害学生支援

平成28年4月障害者差別解消法施行。障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が法的に義務ないし努力義務とされ、大学等においても一定の取組が必要。経営層を含む教職員全員の理解を促進し、学内支援体制を整備していくことが重要。「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）（H29.3）」を参照。授業に関する支援のみならず、キャリア支援・就労支援の推進も課題。JASSOセミナーへの幹部職員の参加。

➤ 学生アルバイト問題・労働法制の普及・啓発

学生がいわゆる「ブラックバイト」等のトラブルに巻き込まれないよう、労働関係法規や労働者の権利に関する理解促進が必要。厚労省作成『知って役立つ労働法』『これってあり？まんが知って役立つ労働法Q&A』など参照。ガイダンスや授業での導入の検討を期待。

学生支援の課題の例

➤ 飲酒事故防止

例年、未成年を含む学生の飲酒事故・飲酒強要等が発生。アルコール問題は、飲酒運転、暴力、自殺、依存などにも密接に関連。各大学における**徹底した取組（リスクの啓発、アルコールハラスメント防止、未成年者の飲酒防止等）**が不可欠。

➤ 薬物乱用防止

啓発パンフレット「薬物のない学生生活のために」を活用する等、様々な機会を通じて**薬物乱用防止に関する教職員の意識の向上や、留学生を含む学生・生徒に対する指導の充実**が必要。

➤ 自殺対策

我が国の自殺者は年間2万人超。うち大学生は約400人で、原因として学業不振、進路に関する悩み、うつ病、就職失敗が多数。**学生の心の相談体制強化**が重要。参考資料として、学生相談学会「学生の自殺防止のためのガイドライン」を参照。

学生支援の課題の例

➤ 民法の一部改正による成年年齢の引き下げと消費者教育

成年年齢の18歳への引き下げに伴い、学生が消費者トラブルに巻き込まれる可能性は増大。「消費者教育の推進に関する基本的な方針」でも、**消費生活センター等と連携した**学生に対する消費者教育の充実が必要と指摘。入学手続きの際に消費者トラブル防止に関する啓発資料を提供することや、入学生の事前説明会、**入学時のガイダンス等における啓発の徹底**。消費者庁作成の消費者教育教材『**社会への扉**』の活用、消費者ホットライン『**188**』（いやや！）の周知。「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」を参照。

➤ 性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進

性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進めることは重要。**まずは教職員の理解の増進**。個別の事案に応じ学生個人の心情等に配慮したきめ細やかな対応の充実に資するよう、**JASSOで「大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進にむけて」**を作成。こちらを参照。

学生支援の課題の例

➤ 性暴力への対応

いわゆる「アダルトビデオ出演強要問題」・「JKビジネス問題」等、若年層が性的被害にあう状況が発生。リーフレット「AV出演強要・JKビジネス」等の被害にご注意ください。」を活用するなど、被害が顕在化しにくいことも含め、入学ガイダンスでの注意喚起、警察や法テラスなど相談窓口の周知等未然防止の取組や、**被害学生への心のケアや関係機関への適切なつながり**等、被害を受けてしまった場合の回復の取組等が重要。

➤ 海外留学における安全管理

世界各地でテロ事件等が多数発生している最近の治安情勢を踏まえ、①**学内体制の整備**（学内の危機管理体制の構築、緊急時連絡先の確認等）、②**学生への啓発**（海外安全情報の収集、たびレジ・在留届等への登録の徹底、巻き込まれた場合の連絡先）が必要。通知「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインについて」を参照。

➤ 人権教育・啓発、差別の解消の推進等

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」などにおいて、**人権教育や差別解消のための教育や啓発**について規定。このほか、例えば**薬害被害**で苦しまれてる方がいることについての理解・啓発により第二の被害を生み出さないようにするとともに、苦しむ学生に対しては適切な配慮を検討していく必要。

障害のある学生の修学支援に関する検討会(平成28年度) 第二次まとめ(概要)

- 平成28年4月の障害者差別解消法の施行等を踏まえ、各大学等において障害のある学生支援の体制が整備されてきたが、**これらの学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に対応が困難な状況や新たな課題が生じている。**
- こうした状況を踏まえ、**障害者差別解消法の施行を踏まえた高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方**について検討を行うため、「**障害のある学生の修学支援に関する検討会**」を開催。平成29年3月に検討結果を「**第二次まとめ**」として取りまとめ。

第二次まとめの全文や参考資料は文部科学省HPからダウンロードできます。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm

第一次まとめの進捗状況

全体的に一定の進捗。一方で未だ不十分な部分もあり、一層の体制整備や専門人材の育成が必要。

検討の対象範囲

- 第一次まとめの検討範囲を踏襲。
- 加えて、第一次まとめで議論できなかった「教育とは直接関係しない学生の活動や生活面への配慮」も対象。(参考となる配慮事例を提示。)

差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の考え方

(1) 基本的な考え方

- 「不当な差別的取扱い」: 正当な理由なく何らかの条件を付すこと。正当かどうかは個別事案ごとに判断。一般的・抽象的理由は不適切。
- 「合理的配慮」: 第一次まとめを踏襲。「社会モデル」の理解が不可欠。

具体的な内容

(2) 大学等における実施体制

各大学の規模等を踏まえ、複数の大学等による資源の共有の工夫が重要。①事前的改善措置(中・長期的な取組)、②学内規程(対応要領や障害学生支援に関するルール)の作成・公表、③組織(主なものは意思決定機関の「委員会」、一元的対応の「専門部署・相談窓口」、調整機関の「第三者組織」)

(3) 合理的配慮の決定手順

①障害のある学生からの申出(学生自ら必要な支援申出が出来るような視点も重要。原則根拠資料必要。)、②学生と大学等による建設的対話(学生本人の意思決定を尊重)、③内容決定の際の留意事項(教育の目的・内容・評価の本質部分は変えない)、④決定内容のモニタリング

(4) 紛争解決のための第三者組織

中立的立場で調停できる組織。調停が不調の場合の学外の相談・調停窓口に関する情報の周知も重要。

各大学等が取り組むべき主要課題とその内容

(1) 教育環境の調整

変えることのできない教育の目的・内容・評価の本質を確認・維持した上で、提供方法の調整やアクセシビリティを確保する。

(2) 初等中等教育段階から大学等への移行(進学)

高等学校や特別支援学校高等部等で提供されてきた支援内容・方法等の大学等への引き継ぎの円滑化、大学等からの情報発信強化が重要。

(3) 大学等から就労への移行(就職)

障害者雇用促進に関する様々な制度やサービス、機関があり、学内にも就職支援関係部署が複数あるため、一般の学生に比べて就職活動が複雑。そのため、早い段階から学生に多様な情報や機会を提供するとともに、関係機関間のネットワーク作りが重要。

(4) 大学間連携を含む関係機関との連携

地域・課題単位での多層的な連携が必要。生活面への配慮を要する相談は、福祉行政・事業者と連携し、公的サービスやボランティアも含めた幅広い支援の検討が望まれる。

(5) 障害のある学生への支援を行なう人材の養成・配置

組織的な支援を適切に行なうため、様々な専門知識や技術を有する支援人材の養成・配置が不可欠。

(6) 研修・理解促進

教職員に加えて、支援補助学生を含めた学生全体に対しての理解促進の取組も重要。

(7) 情報公開

支援に関する姿勢・方針や取組は積極的に公開する。これらの公開にあたってはアクセス可能な形で情報提供することが重要。

社会で活躍する障害学生支援センター(仮称)の形成

障害のある学生支援の充実には関係者の共通理解と努力が不可欠。また、支援の手法に関する調査・研究・開発・蓄積と、これらの成果の現場への普及・共有が必要。

→ 幹事校と連携校、連携機関(福祉・労働行政、企業等)からなるセンターの形成。

【今後の議論が望まれる課題】

障害のある留学生への支援、障害のある学生への支援に積極的な大学等への評価、障害のある学生がいることを前提にした災害対策、障害のある教職員への支援

売上の一部が、日本の若者たちの海外留学奨学金になる自動販売機



トビタテ! 留学 JAPAN 寄付型自動販売機

自動販売機設置のポイント

- ・ 飲料の売上 1 本あたり定額が寄付されます。
(寄付金額は任意です)
- ・ 寄付金の振込は自動販売機会社が行うので、
手間や費用は一切かかりません。
- ・ 全国どこでも対応出来ます。
- ・ 売り上げに応じて、販売手数料を
お受け取りいただけます。

※月々の電気代は設置者のご負担になります。

※デザインは変更になることがあります。

トビタテ! 留学 JAPAN とは?

意欲と能力ある全ての日本の若者が、海外留学に自ら一歩を踏み出す機運を醸成することを目的として、官民協働で取り組む留学促進キャンペーンです。東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される 2020 年までに大学生の海外留学 12 万人（プロジェクト開始当初 6 万人）、高校生の海外留学 6 万人（同 3 万人）への倍増を目指しています。本寄付型自動販売機を通じていただきましたご寄付は、若者の海外留学を後押しする奨学金として活用させていただきます。



寄付型自動販売機のお申し込み・お問合せ

※「トビタテ! 留学 JAPAN のチラシを見た」とお伝えください。

● 特定非営利活動法人
● 寄付型自動販売機普及協会



0120-937-650

✉ info@kjf.or.jp

売上の一部が、日本の若者たちの海外留学奨学金になる自動販売機

トビタテ！留学 JAPAN 寄付型自動販売機

寄付型自動販売機のしくみ

寄付型自動販売機とは、自動販売機の売上げ1本ごとに、ご指定いただいた団体へ寄付をすることができる自動販売機です。設置オーナーは振込みなどの手間がなく、購入者は気軽に社会貢献をすることができます。また、自動販売機はオリジナルデザインとなるため、社会貢献活動の啓発の効果も期待できます。ぜひ、設置・置換のご検討をお願いいたします。



よくある質問

Q1. 個人でも設置できますか？

個人でも、法人でも設置できます。

Q2. 設置にかかる費用は？

設置にあたって費用はかかりません。毎月の電気代のみ、ご負担していただくことになります。最新の省エネ自動販売機を採用していますので、旧型からの置き換えの場合、電気代とCO₂削減に貢献できます。(※設置環境により、最新機の採用ができないこともあります)

Q3. 管理は誰がしますか？

商品の補充、空き缶やペットボトルの回収、売上金の管理、寄付金の振込みなどは、すべて自動販売機会社が行いますので、設置オーナーに手間はとらせません。

Q4. 飲料メーカーは指定できますか？

多くの飲料メーカーが「トビタテ！留学 JAPAN 寄付型自動販売機」に協力しています。ご希望の飲料メーカーや商品がございましたらお気軽にご相談ください。

Q5. 販売価格などの契約内容は誰が決めるの？

商品の販売価格などの契約条件は、設置オーナーと自動販売機会社で決定します。

※設置の可否や条件については、自動販売機会社の判断によります。

活動内容や寄付金の使途に関するお問合せ



文部科学省
官民協働海外留学創出プロジェクト
トビタテ！留学 JAPAN
ファンドレイジングチーム
TEL:03-5253-4111(内線:4927)

自動販売機設置に関するお問合せ



特定非営利活動法人
寄付型自動販売機普及協会 <http://kjf.or.jp>

0120-937-650

※寄付型自動販売機の相談窓口や管理業務、自動販売機会社の手配を行なっています。